

短期入所日数が認定有効期間の概ね半数を超える理由書

下記の被保険者について、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第13条第20号に規定する「特に必要と認める場合」に該当すると判断し、短期入所利用日数が要介護認定有効期間の概ね半数を超える利用となることを申し出ます。

申出者	居宅介護支援事業者												
	所在地												
	電話番号												
	担当ケアマネージャー												
被保険者	被保険者番号				生年月日	明・大・昭	年	月	日				
	被保険者氏名							性別	男・女				
	住所												
	認定有効期間	年 月 日			～	年 月 日							
	要介護度	要支援 1・2			要介護 1・2・3・4・5								

【有効期間における短期入所実績】

サービス月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
実績	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
サービス月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
実績	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日

(申出理由) 該当に○をしてください。

- 1 本来は、介護保険施設等での長期介護が必要であるが、入所・入院ができず待機中のため
  - ア. 被保険者本人が認知症等により、在宅での生活が困難
  - イ. 同居家族、または親族が高齢、疾病等のため、居宅で家族が介護することが困難
  - ウ. 本人の身心状況により、独居での在宅生活が困難
- 2 その他の理由(詳しくご記入ください)

(利用者の施設入所申し込み状況)

- 1 現在、入所を申し込んでいる
  - ア. 介護老人福祉施設
  - イ. 介護老人保健施設
  - ウ. 介護療養型医療施設
- 2 どこにも申し込んでいない
  - 理由

居宅サービス計画書の第1表～2表の写し(利用者の同意のあるもの)・半数を超える月のサービス利用票など実態状況が把握できる書類を添付してください。

## 短期入所の利用について

短期入所サービスについては、利用者が居宅で自立した日常生活を維持するために利用されるべきものであること、在宅生活の維持につながるよう十分に留意しながら、出来る限り認定有効期間の概ね半数を超えない範囲で居宅サービス計画の作成に努めるものとしています。

しかし、一律に短期入所サービスの利用を制限することは、利用者の心身の状況等を勘案した際には、困難な事例も想定されるため、短期入所サービスの弾力的運用を図り、特に必要と求められる場合においては、認定有効期間の概ね半数を超えて短期入所サービスを利用することができることになっています。

つきましては、短期入所サービスの利用日数(累計)が有効期間の概ね半数を超える場合は、「短期入所日数が認定有効期間の概ね半数を超える理由書」を提出してください。

なお、提出については次の点に注意してください。

- 1 短期入所サービスの利用にあたっては、概ね半数を超える場合であっても、その利用者の心身の状況等を十分に勘案し、必要最小限にとどめること。
- 2 短期入所サービスの利用が概ね半数を超える場合にあっては、特別養護老人ホーム等への入所待機状態にあるか。また、本利用による待機者については、入所の優先順位が比較的高いと思うが、特定の施設のみでなく複数の施設に入所予約をするなど、短期入所の概ね半数を超えての利用の早期解消に努めているか。
- 3 理由書については、認定の有効期間内に短期入所サービスの利用が概ね半数を超える見込みとなったときに提出すること。なお、次期有効期間において同様に概ね半数を超えることになったときは再度協議すること。